

地域包括機能訓練システム

筆者の会社では、鍼灸接骨院を拠点として、介護予防デイサービス、訪問マッサージ、居宅介護支援(ケアマネジャー)の4本柱で行っています。これらは患者さんや利用者の身体状況によって利用の方法が違ってきます(図)。コンセプトは「地域包括機能訓練システム」です。膝痛や腰痛のある高齢患者さんたちは施術所に通って治療や運動を行ってもらいますが、介護保険が適応となる状態になったら介護予防デイサービスあるいは一般のデイサービスを利用します。通院歩行が困難になったら訪問マッサージの機能訓練を開始します。つまり、地域の高齢者に生涯に渡って、当社の施術や機能訓練サービスを受けることを目的としています。実際は、大変なことがたくさんありますが、10年前より事業の選択肢が確実に広がっています。現在の状況を追い風と取るか、逆風と取るかは考え方次第といえます。

図 身体状況と各種機能訓練サービス

鍼灸接骨院 (医療保険)	介護予防デイサービス (特定高齢者・介護保険)	一般デイサービス (介護保険)	訪問マッサージ (医療保険)
-----------------	----------------------------	--------------------	-------------------

軽度 ←————→ 重度

治療院が介護予防デイサービスになれるか？

昨年11月に厚生労働省に「介護予防通所介護の指定基準の緩和」の特区提案をしました。求める措置の具体的内容は①機能訓練指導員の雇用充実を図ってほしい。②特定高齢者の評価基準の変更③介護予防書類の簡略化をしてほしい④治療院で介護予防デイサービスセンターを開設できるようにしてほしい。⑤予防通所介護の月単位を廃止してほしい。などです。提案理由は以下です。

「新健康フロンティア戦略において膝痛・腰痛対策が介護予防には重要であることが掲げられた。しかし、ほとんどの通所介護事業所(デイサービスセンター)は、予防通所介護と一体的に行われるため、認知症や車椅子などの重度要介護者の介護が主体になって、要支援者や軽度要介護者の個別機能訓練が専門的に行われていない。そこで、介護予防通所介護の指定基準の変更及び緩和を図ることにより、専門的な介護予防事業単

独の事業所を起業しやすくすることで、膝痛・腰痛を有する要支援者や軽度要介護高齢者が筋力トレーニングや痛みの管理などを専門的に行う事業所を増やし、より効果的に高齢者の生活機能の低下を防ぐことを目指す。」と書きました。

12月に提案に対する回答が来ました。残念ながらすべての項目に「～できない」「～難しい」「～適切でない」などの回答でした。ただし、④の「食堂、機能訓練室、静養室及び相談室の設備等の指定基準を満たしている場合には、スポーツセンター、治療院であっても指定介護予防通所介護事業所として指定を受けることが可能である。」との回答を得ることができました。そこで、筆者はしつこい性格なので、この回答に再検討要請をしました。

「1.④の設備基準を緩和しスポーツセンター、治療院でも開設できるようにする。」の回答が「設備基準を満たしている場合には、治療院であっても指定介護予防通所介護事業所としての指定を受

けることが可能である。とあったが、基準を満たしておれば、治療院のスペースで開設できると解釈してよいのか。2.①の機能訓練指導員の充実を図るにおいて、鍼

灸師は機能訓練指導員の資格要件として認められていない。鍼灸師は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師と同じ3年制の学校教育を受けた国家資格である。鍼灸師だけを除外した理由をお答え願いたい。(以下、略)」

それに対する厚生労働省の回答は、「1.介護保険法に基づく食堂、機能訓練室、静養室及び相談室の設置等の設備基準等の指定基準を満たしている場合には、治療院であっても指定介護予防通所介護事業所としての指定を受けることが可能である。なお、指定基準においては、それらの設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならぬとされている。2.鍼灸師については、治療を目的とするサービスを提供する資格である。介護サービスにおける機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有するものであって、鍼灸師を機能訓練指導員として位置づけることは困難である。(以下、略)。」